

みぶ町政だより



9

月号

昭和52年9月24日発行

発行所 栃木県壬生町役場（毎月24日発行）

昭和34年9月30日第三種郵便物認可 一部9円

想



▲この写真をさしあげます
希望される方は、企画課（②1234内線50）へ
ご連絡ください。

長寿を祝う

9月15日は、おとしよりに感謝し、長寿を祝う「敬老の日」です。壬生町の敬老会は、9月14日に、三会場で盛大に開かれました。式典が終ったあとは、壬生町芸能協議会（大橋理三郎会長）の人たちによる唄や踊りで、楽しい一日を過ごしました。

今年の招待者は、壬生地区は中央公民館に 792人、稲葉地区は稲葉中学校体育館に 414人、南犬飼地区は南犬飼中学校体育館に 438人、計 1,644人でした。

今月の人口

9月1日現在	対前月比
総人口 32,449	85人増
男 16,068	43人増
女 16,381	42人増
世帯数 8,420	25世帯増

10月は“体育振興の月です”（健康な体づくりにつとめましょう）



募集結果	
応募総数	三〇八件
町の花	三〇六件
町の鳥	二九八件
応募の多かった順をみると	
花	①ゆうがお 千個の花を含む 九十三件
	②ひまわり 一六六件
	③きく 十五件
	④あじさい 十五件
	⑤サルビア 十四件
木	以下七十二種
	①ひばり 六十件
	②おなが 三十一件
	③けやき 三十一件
	④いちよう 三十一件
	⑤まつ 二十四件
	⑥さくら 二十四件
	⑦すき 十四件
鳥	以下七十種
	①ひばり 六十件
	②おなが 三十一件
	③けやき 三十一件
	④かづ 二十五件
	⑤はと 二十件
	以下四十種

審査結果 (選定理由)	
花 ゆうがお	応募数においても多数を占めており、ゆうがおの美はかんびようとして主のなを産であり、この名を永く残すため、また純白なこの花のように、清く美しい町民性を養うに町の花として最適である。
木 えのき	応募数は少数ではしたが、先に決めた町民性には、町の歴史を大切にしたいというわれ、また国の指定文化財にもなっている一里塚の「えのき」を町の木として、町の歴史保存にあたりたい。
鳥 ひばり	応募数は三十一件で鳥の中で一位であった。緑と太陽の中、空高く舞い上りさするひばりは、希望と勇気ある町民性を養うにふさわしい鳥です。
入選者	
町の花	
一等	緑町四丁目 白間 亮 24
二等	城東町 岩田 雅光 12
三等	至宝町 梁島麻由美 10
	上新町 足助 信夫 15
	鯉沼 三橋 博子 38
町の木	
一等	旭町 鈴木正八郎 26
二等	城東町 鳩山 元茂 11
三等	六美南部 後藤 兵助 38
	後藤 光秀 28
町の鳥	
一等	緑町四丁目 丸岡 浩 13
二等	下馬木 増田 浩 10
三等	原坪 中村 千代 69
	松原 榎本 恒 55
	鹿島 古沢 孝行 12

壬生町民憲章

わたしたちは、めくまれた自然と歴史ある壬生町民であることに誇りをもち、ゆずりあい・むすびあう豊かな心をもって、連帯感に満ちた郷土をつくるため、この憲章を定めます。

- 一、心のふれあいを大切にし、教養と文化の高い町をつくります
- 一、自然と歴史を大切にし、よりよい環境をつくります
- 一、思いやりに満ちた心で、あたたかい社会をつくります
- 一、働くことによるこびをもち、豊かな生活をきずきます
- 一、きまりを守り、互いに信じあう、明るい町をつくります

制定理由

前文

昭和五十二年、当町では「町民おたがいの連帯感ある人間性豊かな町づくり」をめざし、壬生町新振興計画を策定しました。また本年は地方自治法施行三十年にあたること、また本年は町新振興計画スタートの年にあたる、十一月三日の文化の日を制定日として、広く町民全般に周知し、明るい町づくりの一環として考え、この憲章を定めます。

町民憲章と花・木・鳥決まる

制定は文化の日

壬生町民憲章等制定委員会（会長藤三郎町長）では、八月二十四日終業委員会を開き、町民憲章起草部において起草された、町民憲章起草案について審議し、「壬生町民憲章」の委員会最終案としました。引続き町政だよりで審議した町のシンボル「花・木・鳥」について、その応募結果を参考に、町の花に「ゆうがお」の木の木に「えのき」、町の鳥に「ひばり」を選定しました。

町では、この答申に基づき序議を開始し、答申とおり町として最終決定をみます。本年五月は、地方自治法施行三十年にあたること、また町新振興計画スタートの年にあたる、十一月三日の文化の日を制定日として、広く町民全般に周知し、明るい町づくりの一環として考え、この憲章を定めます。

町民新振興計画の四本の柱の一つ「豊かな人間性豊かな町づくり」を基本理念とし、「コミュニティ」を原点に、町民ひとりひとりの心がふれあう、教養・文化の振興を図ることにより、教養と文化の高い町づくりをしようというものです。

前項と同じく、四本の柱の一つ「くらしよい環境づくりの推進」を基本として、安全かつ快適な生活を営むための環境をつくり出すこと、これは開発等から自然を守る。特に緑の確保を図り、さらに当町独特の歴史保存の施策を推進し、町民の理解を得ようとするものです。

「一、思いやりに満ちた心で、あたたかい社会をつくります」

本項は、四本の柱の一つ「生きがいのある住民福祉の実現」を基本として、町民ひとりひとりの生活安んずる福祉の向上を図るため、現代社会に欠けているといわれるものの中に「約束、きまりを守る」ということがあります。約束とは不文律のものであり、きまりとは法律などですが、いづれも日常生活を営むに欠かせないもので、これらが欠けると、お互いの信頼感が薄れ、「コミュニティ」に欠けたりひびきあう町づくりが、明るい町づくりをめざすものとして、目標を達成しようとするものです。

「一、働くことによるこびをもち、豊かな生活をきずきます」

四本の柱の一つ「豊かな生活を営む産業の振興」から町民全員が豊かな安定した生活を営むため、町行政の施策に合せ、各人が勤労の尊厳を知り、働くことに喜びをもつことにより、目標を達成しようとするものです。

「一、働くことによるこびをもち、豊かな生活をきずきます」

町民新振興計画の四本の柱の一つ「豊かな人間性豊かな町づくり」を基本理念とし、「コミュニティ」を原点に、町民ひとりひとりの心がふれあう、教養・文化の振興を図ることにより、教養と文化の高い町づくりをしようというものです。

「一、心のふれあいを大切にし、教養と文化の高い町をつくります」

町民新振興計画の四本の柱の一つ「豊かな人間性豊かな町づくり」を基本理念とし、「コミュニティ」を原点に、町民ひとりひとりの心がふれあう、教養・文化の振興を図ることにより、教養と文化の高い町づくりをしようというものです。

10月は中高年齢者雇用促進月間です

労働省では、国の重点施策として、中高年齢者の雇用促進を積極的に推進しております。本年も10月1日から10月31日までを「中高年齢者雇用促進月間」と定めいろいろな行事を行なっています。

昨年10月「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」が一部改正し、あらたに雇用率制度が設けられて、高年齢者の雇入れに努めなければならないことになっております。そのための措置方策として、各種の援護制度を設け、企業に対する側面的な援助を配慮しております。

安定所では、各種の情報、求人関係資料を数多く確保し、高齢者の方々が安心して職業生活が営めるよう努力していきたいと思っておりますので、みなさまのご協力ご援助を期待しております。

質問に答える下水道課長



○開溝整備

九件

六件

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○道路改良 舗装

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○その他整備

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○その他整備

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○その他整備

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○その他整備

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○その他整備

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○その他整備

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○その他整備

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○その他整備

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○その他整備

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○その他整備

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○その他整備

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○その他整備

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○その他整備

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○その他整備

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

○その他整備

七件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

六件

お知らせ



妊婦検診と

血液検査

▼とき 十月三十一日(月)

受付時間は、午後一時三十分から二時三十分

▼ところ 母子健康センター

▼該当者 妊婦の方、また、結婚される方の血液検査も合せて実施しますので、ご利用ください。(無料です。)

三カ月児検診

▼とき 十月十九日(水)

午後一時三十分から二時三十分まで

▼ところ 町総合運動場管理棟

▼該当者 六月二十日から七月十九日までに生まれたお子さん

10月の納税

町県民税 第3期分
国民健康保険税 第4期分

▼内容 特に斜頸、股関節脱臼の検診

▼持参するもの 母子健康手帳

▼赤ちゃんと健康相談

▼とき 十月二十五日(火)

十月二十八日(金) 午後二時三十分まで

▼ところ 町総合運動場管理棟

▼該当者 検診を受けなかったお子さんおよび九カ月以上一歳児

▼内容 身長、体重測定と保健指導

▼持参するもの 母子健康手帳

▼生ワクチン投与

▼とき・ところ 十月十三日(水) 壬生中央公民館
十月十四日(木) 南犬飼公民館

▼該当者 〇昭和五十一年一月一日から五

月三十一日までに生まれたお子さん

〇昭和五十一年一月一日以前に生まれたお子さんで一回投与を受けたお子さん

▼持参するもの 母子健康手帳、印かん、スリッパ、尿検査証明書(二歳以上)

▼一般健康相談

▼とき 十月十四日(金)

午前十時から二時まで

▼ところ 町総合運動場管理棟

▼内容 家族計画や成人病相談

▼インフルエンザ予防接種

インフルエンザの予防接種を、次の日程で実施しますので、もれなく接種を急いでください

実施期日および場所

	と き	と こ ろ
1回目	10月25日(火)	壬生中央公民館
2回目	11月18日(金)	壬生中央公民館
1回目	10月26日(水)	壬生中央公民館
2回目	11月22日(火)	壬生中央公民館
1回目	10月27日(木)	壬生中央公民館
2回目	11月24日(木)	壬生中央公民館
1回目	10月28日(金)	南犬飼中学校体育館
2回目	11月21日(月)	南犬飼中学校体育館

※受付時間は、いずれも午後1時30分から2時30分です。

▼対象者 昭和四十一年四月一日から四十九年十月一日までに生まれたお子さん

▼費用 無料

▼持参するもの 母子健康手帳、印かん、尿検査証明書(当日の体温を忘れない)

スリッパ

なお、インフルエンザ予防接種は、第一回接種をしてから一週間後に二回目を行います。

免許更新時講習

十月の日程は、次のとおりです

〇十四日(金) 中央公民館講堂

〇二十八日(金) 独協医科大学

交通事故巡回相談所

〇とき 十月十一日(火)

〇ところ 栃木市役所

行政相談委員	榎井章三	02828
	壬生町大字壬生甲1362	(2)-0017
国の相談機関	栃木行政監察局	0286
	宇都宮市桜5-1-13	04-4680
県の相談機関	県南県民センター	0282
	栃木市神田町6-6	04-5665
町の相談機関	人権・行政・心配ごと合同相談	02828
	毎月第1火曜日 役場日本間	(2)-1234

考えよう！
みんなでなくそう
むだなゴミ

行政相談週間

来る十月十六日(日)から二十一日まで「行政相談週間」が実施されます。
二相談は、次の機関で常時受け付けていますので、どうぞお気軽にご相談ください。

なんでも相談に応じていますから、お気軽にお出掛けください。相談料は、無料です。

役場からのお知らせは、TEL(2)2121番をご利用ください